

議 事 録

議 長 ただいまより、令和5年4月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中14名の委員さんが出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名の委員さん全員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は1件、ご報告申し上げます案件は5件となっております。
署名委員ですが、増田委員さんと小西委員さんです。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第1号の1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の作成について
次のとおり、河内長野市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年4月9日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件については、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

議 長 これで審議案件の1件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日、ご報告申し上げます案件は、5件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。事務局から議案の朗読、その後地元委員さんからの報告をお願いします。

では、報告第1号1番案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について次のとおり、農地転用の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年4月9日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件につきましては、市街化区域内にあることから、農地法第4条第1項第8号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

地区委員 それでは報告第1号1番案件につきまして、ご説明申し上げます。

現地確認は3月7日に行いました。

当該地は●●●●●の周囲を住宅に囲まれた農地で、申請土地の2面は住居、1面は駐車場、1面は水路に接しております。この土地に3階建ての共同住宅を建てるものであります。排水状況については既設の設備を利用するため問題ありません。また、水利組合の承諾書も取っておられ、近隣への工事等説明会も実施されているとのことでもあります。

周囲はほとんどが住宅地であり、農地としての継続は難しい状況であり、また

近隣への説明等も実施済であることから当案件につきましては問題ないものと思われまます。以上でございます。

議 長 次、報告第1号2番案件の朗読をお願いします。

2番案件 朗読

なお、本件につきましては、市街化区域内にあることから、農地法第4条第1項第8号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

地区委員 それでは報告第1号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

現地確認は3月23日に行いました。

周囲に影響のある農地はなく、また水利組合の承諾書も取っており、地目変更をし、事務所付き倉庫を建設することに問題はないと思われまます。以上でございます。

議 長 次、報告第2号1番案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について次のとおり、農地を転用するための権利設定及び所有権移転の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年4月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件につきましては、市街化区域内にあることから、農地法第5条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

地区委員 それでは報告第2号1番案件につきまして、ご説明申し上げます。

現地確認は令和5年3月7日、状況は代理人に電話にて聞き取りをいたしました。当該地は先ほどの報告で説明しました場所の駐車場を挟んで向かい側に位置しております周囲を住宅に囲まれた農地で、3筆が一体となっており、申請土地

利用するとのこと。周囲に農地はなく、資材置場、駐輪場にすることについては問題ないと思われます。以上でございます。

議 長 以上、報告案件5件、地元委員さんからご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

委 員 報告第2号3番案件について、資材置場、駐輪場ということですが、騒音、埃は近隣に影響はないのか。なぜ駐輪場なのか。

地区委員 現地で住民対象に説明会は開いているとのこと、問題ないと思われます。
また、農地の東側に道路はありますが道路との間に別の敷地があり、1m位の段差があるため、そこを歩いて車の通行ができないため、北側から進入し、駐輪場として利用するとのこと。

委 員 いつも思うのだが、報告案件の場所について、地区委員はわかっていると思うのだが、他の委員は場所がわかりにくい。報告案件も地図をつけるべきではないのか。

事務局 報告案件というのは受付すると通常はそのまま内容で変更することはありませんので、委員会で審議するものではないため、地図は添付しておりません。
しかし、地図のご要望が多いようでしたら検討はさせていただきます。

委 員 委員の意見も様々なので、次回幹事会で対応を検討してもらってよいのではないかと。

事務局 次回の幹事会で対応を検討させていただきます。

議 長 その他ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	増 田 勝 紀	
署名委員	小 西 康 之	

協 議 会

協議事項

- ① 5月定例農業委員会について
開催日 令和5年5月9日（火）午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- ② 大阪農業時報第847号について
- ③ 農業委員会だより第140号について
- ④ 活動記録カードについて
- ⑤ 生産緑地の斡旋協力について
- ⑥ その他

令和5年4月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名委員
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名委員
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	